

代、水道代、食事代が必要である。

今後も審査請求人の体調が悪くなり、入院、手術を繰り返すおそれがある。審査請求人が入院すればその分保護費が少なくなる。そのためにも障害基礎年金の全額返金を請求する。

(2) 反論書に記載されている主張の要旨

ア 処分庁の弁明書には、「平成〇〇年〇月〇日に記帳したうえ処分庁に持参するように伝えるも、審査請求人に拒否された」と記載されているが、709,616円の振り込み(障害年金)があることをケースワーカーに報告をしたうえで全額返金と言われたので、審査請求人自身の今の生活の状況を話した。

その後、平成〇〇年〇月に処分庁から電話があり、銀行の通帳を見せるように言われたので、同月〇〇日の午後に行くことを約束しており、通帳を見せることを拒否などしておらず、全くの事実無根である。

イ 年金の返還については、平成〇〇年〇月〇〇日に300,000円、同月〇〇日に200,000円、同年〇月〇〇日に209,616円を返還し、全額返還した。よって、年金の返還について強引に拒否はしていない。

2 処分庁(審査会からの質問に対する処分庁からの平成29年11月16日付けの回答書(以下「回答書」という。)の要旨)

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が処分庁に来庁し、世帯分離中の長女が平成〇〇年〇〇月に〇〇〇〇旨、担当ケースワーカーに報告があった。
- (2) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人とその長女が処分庁に来庁し、担当ケースワーカー等から世帯分離を継続すべき事態が消滅したので、生活保護の世帯員増の申請について説明したが、審査請求人とその長女で話し合うことになり、同日は当該申請を行わなかった。
- (3) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が処分庁に来庁し、担当ケースワーカーに対して、世帯員増はせずに、しばらく様子を見させてほしい旨の申出があった。
- (4) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が処分庁に来庁し、障害年金の等級〇級に係る年金証書の提出があった。その際、担当ケースワーカーから審査請求人に「年金の遡及があれば返還となる可能性がある」旨を口頭で説明した。
- (5) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が処分庁に来庁し、担当ケースワーカーに、年金の遡及があった旨の収入申告書を提出した。その際、担当ケースワーカーは審査請求人に対し、自立更生免除の制度(法第63条に基づく費用返還について、全額を返還することによって当該被保護世帯の自

あるとは認められず、また、審査請求人から主張のあった光熱水費や奨学金の控除は、真にやむを得ないものとは認めがたく、よって、本件処分に違法又は不当な点があったとまでは認められない。

なお、審査請求人の真の主張は、審査請求人が入院や手術等となった際の長女の暮らしについての不安であり、処分庁は審査請求人から同人の長女の相談があれば対応することを説明しているとのことであるが、今後より一層、処分庁は、審査請求人と共に、長女の今後の暮らしについてより良い検討を行うよう強く求めることを付言する。

(3) 他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年10月30日	諮問の受付
平成29年11月2日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：11月21日 口頭意見陳述申立期限：11月21日
平成29年11月6日	第1回審議
平成29年11月9日	審査会からの質問に対する処分庁の回答の求め
平成29年11月21日	処分庁から回答書の受領（平成29年11月16日付け）
平成29年11月29日	第2回審議
平成29年12月20日	第3回審議
平成30年1月12日	第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず

ならず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定め、また、法第6条第3項において、「この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。」と定めている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)の(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。
- (5) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の問13の5の「法第63条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている。
- (6) 問答集の問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこととなる。」とされている。
- (7) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等の取扱いに係る課長通知」という。)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、次のとおり定めている。

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)

①～④ (略)

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)によ

り取扱うこと。

⑥ (略)

- (2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて
年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

- (ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

- (イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(以下略)

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)、回答書等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が処分庁に来庁し、年金〇級の認定結果が出たとして、平成〇〇年〇月〇日付け国民年金・厚生年金保険年金証書(障害等級〇級の記載あり)を提出した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が処分庁に来庁し、平成〇〇年〇月〇日付け年金振込通知書(年金の制度・種類:国民年金 障害基礎、支払額:65,008円/月)を提出した。

同日、処分庁は審査請求人に対し、障害年金の収入認定を開始するとともに、○月分保護費で○月分保護費の過支給を調整する旨説明した。

- (4) 平成○○年○月○○日、審査請求人が処分庁に来庁し、同年○月○○日に年金の遡及支給により収入があった旨の収入申告書及び年金支払通知書（年金の遡及支給分の金額は709,616円）を提出した。
- (5) 平成○○年○月○○日付けで、本件処分を行った。
- (6) 平成○○年○月○○日に300,000円、同月○○日に200,000円、同年○月○○日に209,616円を返還し、本件処分に係る返還金額709,616円を全額返還した。

3 判断

- (1) 法第63条は、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条がその額の算定を保護の実施機関に委ねているのは、返還すべき額を、原則として、被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲とすることとした上で、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の裁量に委ねたものと解される。

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第1条参照）を勘案すると、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。つまり、そこでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められるのである。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある（東京地裁平成27年3月10日判決、大阪高裁平成18年12月21日判決など参照）。

- (2) この考え方は、上記1（7）のとおり、費用返還等の取扱いに係る課長通知における「(2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」でも、基本的には前提とされているといえることができる。

るということに考えが及ばないのが通例である。また何より上記（２）でみたとおり、同課長通知では、保護の実施機関が自立更生免除の制度について被保護世帯に説明しておくことが求められているのである。

また、同課長通知からは、「傷病や疾病などの健康上の理由」があれば、事後の相談であっても自立更生免除の対象となり得ることが明らかであり、審査請求人の病状はこれに該当するとみることにもできる。

オ この点に関して、たしかに審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に、年金の遡及支給分のうち約３００，０００円を世帯分離中の長女の奨学金の返済や光熱費などに費消したと処分庁に回答しており、また、審査請求書では主に、自身が入院する間の長女の生活を含む生活費についての不安を訴えている。また、処分庁は、審査請求人の上記回答を受けて、問答集の問１３の５などを参考に、処分庁内で検討した結果、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するとまではいえないと判断したと述べる（ただし、その具体的な検討内容を示したケース検討会議記録などの挙証資料は提出されていない）。

しかしながら、処分庁は、上記ウのような審査請求人の病状や日常生活における支障の程度、及び年金の用途にかかる意思等を把握していたのであるから、費用返還等の取扱いに係る課長通知に沿って、自立更生免除の制度について審査請求人に十分説明し、その上で、審査請求人の病状に伴う日常生活における具体的な支障の程度に応じ、その自立更生のためのやむを得ない用途に充てる費用の有無について、より丁寧に審査請求人の意向を聴き取る等の調査を行い、その結果を踏まえて自立更生免除の制度を適用して返還額を減免するか否かを十分に検討するべきであった。それにもかかわらず処分庁がこうした調査、検討を行ったことを証する資料は見当たらない。

（４）以上より、処分庁は、法第６３条に基づき返還すべき額を定めるに当たり、審査請求人世帯の自立助長の観点からの考慮を行っていないとすることができる。このことにより、同世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして本件処分は違法となり得る。

少なくとも本件では、処分庁が審査請求人に対して法第６３条に基づく費用返還について十分な説明をしたことを裏付ける資料はなく、ましてや自立更生免除の制度について全く説明を行わず、審査請求人の病状に伴う日常生活における支障の程度等を十分に考慮した上で自立更生免除を行うか否かの検討を尽くしていないことが明らかである。この点で、処分庁の裁量権の行使は法第６３条及び自立更生免除の制度の趣旨・目的に照らし適正を欠き、それゆえ、本件処分は不当であり、取り消されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子